

(月刊 国際法務戦略 連載)

中国ビジネス・ローの最新実務Q & A

第44回

中国における中古機械設備の輸入(1)

黒田法律事務所 萱野 純子・山上祥吾

Sumiko Kayano, Shogo Yamagami / Kuroda Law Offices

中国で設立された独資企業や中外合弁企業(以下、「合弁企業」という)は生産型企業が圧倒的に多いため、製品の生産にあたり機械設備を調達しなければならないのが通常である。そして、中古の機械設備でも事業の目的を十分に達成できるなら、新品ではなく、中古の機械設備を購入の方がコストを削減でき効果的である。また、世界中に工場を有するような企業が、ある国の工場で使用していた機械設備を中国の工場で再使用するという例も少なくない。このような理由から、中国において、中古機械設備を輸入することを検討する必要性が高いのである。しかし、他方で、中国は政策として先進的な技術を欲しているため、技術が先進的ではない可能性のある中古機械設備の輸入を無条件で許すことをせず、様々な制限を設けている。

この点、中国における中古機械設備の輸入に対する制限について、かつては法律・法規が錯綜しており、その手続も不明確であった。しかし、機械電気製品の輸入に関し、「機械電気製品輸入管理弁法」が2001年12月20日に公布され、2002年1月1日に施行された。また、中古機械設備の輸入検査に関し、「輸入中古機械電気製品の検査監督手続規定」が2003年8月18日に公布され、同年10月1日に施行された。このように、なお不明確な部分は残るものの、徐々に法律・法規が整備されてきている。

そこで、今回は中国における中古機械設備の輸入について検討する。

一 合弁企業による中古機械設備の取得方法

Q1 日本企業A社は中国で合弁企業B会社を設立する予定ですが、B会社の工場において、A社が日本の工場で使用していた中古機械設備を使用する

ことを検討しています。B会社がA社の使用していた中古機械設備を取得することは可能なのでしょうか。また、その方法として、どのようなものがあるのでしょうか。

A1 合併企業法及び合併企業法実施条例において合併企業による中古機械設備の輸入は禁止されていませんので、B会社がA社の使用していた中古機械設備を取得することは可能です。

また、B会社がA社の使用していた中古機械設備を取得する方法としては、A社がB会社に当該中古機械設備を現物出資する方法と、A社がB会社に金銭を出資し、その後、B会社がA社から当該中古機械設備を購入するという方法が考えられます。

1 合併企業による機械設備の取得方法

合併企業が機械設備を取得するための方法としては、外国側当事者が合併企業に機械設備を現物出資するという方法と、外国側当事者が合併企業に金銭を出資し、その後、合併企業が外国側当事者から機械設備を購入するという方法がある。

2 合併企業法及び合併企業法実施条例の規定

この点、合併企業による機械設備の取得に関し、合併企業法（以下、「合併法」という。）及び合併企業法実施条例（以下、「実施条例」という）は、上記の、の方法に応じて、以下のような規定を置いている。

（1）現物出資による取得の場合

- ア 外国側当事者が出資する設備は、確実に中国の需要に合った先進的設備でなければならない。故意に旧式の技術及び設備を用いて欺き、損害を生じさせた場合、損害を賠償しなければならない（合併企業法第5条第2項）。
- イ 外国側当事者が出資する機械設備は、合併企業の生産に必要なものでなければならない。当該機械設備の評価は、同種の機械設備の当該時点における国際市場の通常価格を上回ってはならない（実施条例第24条）。

- ウ 外国側当事者が出資する機械設備については、審査許可機関に報告して許可を受けなければならない（実施条例第27条）。
- エ 外国側当事者が出資する機械設備は、審査許可機関の許可文書により、輸入許可証の手続を直接行い、輸入することができる。合併契約に規定する範囲を超えて輸入する場合、国が輸入許可証の取得を義務づけているときには、別途取得を申請しなければならない（実施条例第55条第1項第2文及び第3文）。

（2）外国側当事者による金銭出資の後、合併企業が購入する場合

- ア 上記（1）の現物出資の場合のような、「同種の機械設備の当該時点における国際市場の通常価格を上回ってはならない」という規制はない。したがって、当該機械設備の購入価格は、法律上、国際市場の通常価格を上回ることが可能である。もっとも、合併法第10条は、「合併企業が認可を受けた営業範囲で必要とする原材料、燃料等の物資は、公平、合理の原則に従い、国内市場又は国際市場で購入することができる。」と規定しており、公平、合理の原則に従うことが必要とされているため、合併企業による購入価格を国際市場の通常価格よりも極端に高い価格に設定することは許されないと解される。
- イ 合併企業は、必要な機械設備について、中国で購入するか外国で購入するかを自ら決定する権利を有する（実施条例第51条）。したがって機械設備の購入について、合併企業の設立を審査した原審査許可機関の審査許可は要求されていない。
- ウ 合併企業は、合併契約に規定する経営範囲内で、当該企業の生産に必要な機械設備を輸入する場合、国が輸入許可証の取得を義務づけているものについては、毎年1回計画を作成し、半年に1回取得を申請するものとする（実施条例第55条第1項第1文）。

3 結論

以上のように、合併法及び実施条例は合併企業による機械設備の取得について規定を設けているものの、取得する機械設備につき新品と中古品の区別をしていない。したがって、合併企業による中古機械設備の輸入は禁止されていない。

いと解される。この点、上記(1)アに記載した通り、合併企業法第5条第2項は「外国側当事者が出資する設備は、確実に中国の需要に合った先進的設備でなければならない。」と規定しているが、これも「先進的」と記載しているのみで、新品と中古品の区別をしていないため、やはり中古機械設備の輸入を禁止しているわけではないと解される。

したがって、合併企業は、新品の機械設備と同様に、外国側当事者が合併企業に中古機械設備を現物出資するという方法、及び・外国側当事者が合併企業に金銭を出資し、その後、合併企業が外国側当事者から中古機械設備を購入するという方法により、中古機械設備を取得することができる。

もっとも、以下検討するように、合併企業による中古機械設備の輸入は、現物出資であれ、設立後の購入であれ、その他の様々な中国の法律・法規による制限を受ける。

二 中古機械設備の輸入手続

Q 2 合併企業B会社が、その工場に使用するための中古機械設備を、現物出資又は設立後の購入の方法により日本企業A社から取得するにあたり、B会社は、どのような手続を行わなければならないのでしょうか。

A 2 B会社は、「機械電気製品輸入管理弁法」による輸入許可手続、及び「輸入中古機械電気製品の検査監督手続規定」による検査手続を行う必要があります。

「機械電気製品輸入管理弁法」による輸入許可手続においては、機械電気製品の輸入について、輸入禁止、輸入制限、自動輸入許可という分類管理が行われますが、実際には、多くの機械設備が自動輸入許可による管理を受けることとなります。機械設備の輸入について自動輸入許可による管理が行われる場合、輸入者は、商務部又は地方対外経済貿易主管機関・部門の機械電気製品輸出入事務室に対して「自動輸入許可証」の申請を行い、当該「自動輸入許可証」を持参して、税関において通関手続を行う必要があります。

「輸入中古機械電気製品の検査監督手続規定」による検査手続は、原則として、輸入中古機械電気製品の届出、着荷後検査の順に行われますが、安全、衛生、環境保護に係わる輸入中古機械電気製品に対する

検査手続は、輸入中古機械電気製品の届出、積込前の予備検査、着荷後検査が必要であり、通常の場合に比べて厳格なものとなっています。

1 「機械電気製品輸入管理弁法」による輸入許可手続

(1) 合弁企業の中古機械設備の輸入に対する

「機械電気製品輸入管理弁法」の適用

ア 中古機械設備の輸入への適用

中国国内の法人又は組織（以下、「輸入者」という。）が、中国国外の機械電気製品を中国国内に輸入する行為については、「機械電気製品輸入管理弁法」（以下、「輸入管理弁法」という。）が適用される。輸入管理弁法によれば、その適用対象である「機械電気製品」とは、機械設備、電気設備、交通運送手段、電子製品、電器製品及び計器等並びにその部品及びコンポーネントをいうと規定しており（輸入管理弁法第3条）新品と中古品の区別をしていない。したがって、同条にいう「機械設備」には中古の機械設備も含まれると解される。また、輸入管理弁法第5章は「中古機械電気製品の輸入」という表題であり、中古機械設備の輸入を想定している。

よって、輸入管理弁法は中古機械設備の輸入にも適用される。

イ 合弁企業への適用

また、外商投資企業が機械電気製品を輸入し、国内販売製品の生産又は国内販売に用いる場合、及び外商投資企業が中古機械電気製品を輸入する場合、輸入管理弁法が適用される（輸入管理弁法第30条第2号）。したがって、輸入管理弁法は、外商投資企業である合弁企業による中古機械設備の輸入に適用される。

(2) 輸入管理弁法による分類管理

機械電気製品の輸入については、輸入禁止、輸入制限及び自動輸入許可という分類で管理されている（輸入管理弁法第6条）。なお、全国の機械電気製品の輸入管理については商務部が担当し、各地の機械電気製品の輸入管理については各地の対外経済貿易主管機関及び国务院の関連部門である機械電気製品輸出入事務室（以下、「機電事務室」という。）

が担当する（輸入管理弁法第5条）。

ア 輸入禁止

輸入禁止に該当する機械電気製品の輸入は禁止される（輸入管理弁法第7条）。この点、同条は、機械電気製品が輸入禁止に該当する場合として、国家の安全や社会公共の利益に危害を及ぼす場合、人間及び動植物の生命、安全又は健康を保護するため輸入を禁止する必要がある場合、生活環境及び生態環境を破壊する場合、中国が締結又は参加した国際条約・協定の規定に基づいて輸入を禁止する必要がある場合、法律、行政法規が別途規定する場合を規定しており、また、輸入禁止に該当する具体的な機械電気製品については、輸入管理弁法第8条に基づいて制定された輸入禁止機械電気製品目録に規定されている。

イ 輸入制限

輸入制限に該当する機械電気設備については、国が数量制限を設けているものに対しては割当額による管理が行われ、数量制限のない特定機械電気製品に対しては許可証による管理が行われる（輸入管理弁法第11条）。

この点、輸入管理弁法第9条は、機械電気製品が輸入制限に該当する場合として、国の安全又は社会公共の利益を維持するため、輸入を制限する必要がある場合、国内の特定の産業を構築し、又は加速して構築するため、輸入を制限する必要がある場合、国の国際金融における地位及び国際収支バランスを保障するため、輸入を制限する必要がある場合、中国が締結又は参加した国際条約・協定の規定に基づいて輸入を制限する必要がある場合、法律、行政法規が別途規定する場合を規定しており、また、輸入禁止に該当する具体的な機械電気製品については、輸入管理弁法第10条に基づいて制定された輸入制限機械電気製品目録に規定されている。

ウ 自動輸入許可

輸入禁止又は輸入制限に該当しない機械電気製品に対しては、自動輸入許可による管理が行われる（輸入管理弁法第17条）。この自動輸入許可による管理が行われる場合、商務部又は地方対外経済貿易主管機関・部門の機電事務室は、いかなる状況においても、輸入者が法定の手続に従って提出した法律・行政法規の規定に合致する機械電気製品の輸入申請

を許可しなければならない（輸入管理弁法第18条第3項）。すなわち、自動輸入許可は、一般的な審査許可よりも許可要件が緩いといえる。

なお、具体的にどのような製品が自動輸入許可による管理の対象となるかについては、輸入管理弁法第18条第1項に基づいて制定された自動輸入許可機械電気製品目録に記載されている。

以上のア、イ、ウで述べたように、輸入禁止及び輸入制限に該当する場合は限定されており、それらに該当しない場合は、自動輸入許可による管理が行われる。したがって、多くのケースにおいて、自動輸入許可による管理の手続をとることになるが、その詳細については、輸入管理弁法のほか、「機械電気製品自動輸入許可管理実施細則」（以下、「実施細則」という。）に規定されている。

もっとも、輸入する当該中古機械設備に対し、輸入禁止、輸入制限、自動輸入許可のいずれの管理が行われるかについては、主管部門である機電事務室に問い合わせる必要がある。

（3）自動輸入許可による管理に基づく中古機械設備の輸入手続

ア 自動輸入許可証の申請

自動輸入許可による管理が行われる機械電気製品の輸入については、輸入者は、税関で通関手続を行う前に、商務部又は地方対外経済貿易主管機関・部門の機電事務室に対して「自動輸入許可証」の申請を行い、当該「自動輸入許可証」を持参して、税関において通関手続を行わなければならない（輸入管理弁法第19条）。

イ 提出資料

実施細則第4条によれば、輸入者が自動輸入許可の手続を行う場合、以下の資料を提供しなければならないとされる。

機械電気製品輸入申請表

輸入を申請する中国国内の法人又は組織の経営範囲を行政主管機関が審査許可した法定文書の写し

投資プロジェクトの下で機械電気製品を輸入する場合は、国家投資プロジェクト主管機関の許可文書又は届出文書

国際入札方式を採用して購入した機械電気製品を輸入する場合は、国際入札主管機関の発行した「国際入札評価結果通知」

提出する必要があるその他の資料

ウ 自動輸入許可証の発行

関連する地方対外経済貿易主管機関・部門の機電事務室は、実施細則に規定する「機械電気製品輸入申請表」(上記イ)を受領後、遅くとも10業務日以内に「自動輸入許可証」を発行しなければならない(検査規定第6条第2号)。

2 「輸入中古機械電気製品の検査監督手続規定」による検査手続

(1) 輸入管理弁法第23条による輸入検査の要求

輸入管理弁法第23条は、「中古機械電気製品を輸入する場合、輸入者は、国家品質監督検査検疫総局(以下、「国家質検総局」という。)及びその授権を受けた機関に輸入検査を申請し、かつ規定に従って相応の輸入許可手続を行い、中古機械電気製品の輸入に合致する輸入許可証明書及び検査検疫機関が発行した『入国貨物通関書』(備考欄に『中古機械電気製品』と注記されていなければならない)を持参し、税関において通関手続を行わなければならない。」と規定し、中古機械電気製品に対する輸入検査を要求している。

(2) 「輸入中古機械電気製品の検査監督手続規定」による検査

輸入中古機械電気製品の検査手続については、「輸入中古機械製品の検査監督手続規定」(以下「検査規定」という)に規定されている。検査規定によれば、輸入中古機械製品の検査手続は、原則として 輸入中古機械電気製品の届出、及び 着荷後検査の順に行われるが、安全、衛生、環境保護に係わる輸入中古機械電気製品に対する検査手続は、 輸入中古機械電気製品の届出、 積込前の予備検査、 着荷後検査が必要であり、通常の場合に比べて厳格なものとなっている。

もっとも、輸入しようとする当該中古機械設備に対して積込前の予備検査が必要かどうかについては、その判断権限を有する国家質検総局又は各地の出入国検査検疫機関(以下「検査検疫機関」という)に問い合わせる必要がある。

以下では、輸入中古機械電気製品の届出、積込前の予備検査、着荷後検査について詳細に述べる。

(3) 輸入中古機械電気製品の届出

ア 概要

中古機械電気製品の荷受人又はその代理人(以下、「届出申請者」という。)は、当該中古機械電気製品の譲受契約の締結前に、国家質検総局又は輸入中古機械電気製品の荷受人の所在地の直轄出入国検査検疫局(以下、「届出機関」という。)に対し、貨物の登記届出を申請し、かつ関連手続を行わなければならない(検査規定第4条第1項)。

イ 届出の手続

まず、届出を希望する者は、届出前に、規定された届出資料を持参し、所在地の直轄検査検疫局に対し届出の予備検査を申請しなければならない。直轄検査検疫局は、予備検査意見及び届出関連資料を国家質検総局に送付し報告する(検査規定第10条第2項)。

次に、届出を申請する場合、届出申請者は「輸入中古機械電気製品届出申請書」に輸入中古機械電気製品の名称、規格、型番、数量、金額、製造地、製造日、用途、使用場所等を記入し、かつ関連する要求に従ってその他の関連資料を提供しなければならない。届出申請者が提出する申請資料は真実、かつ完全なものでなければならない(検査規定第11条)。

届出申請が審査の結果合格した後に、中古機械電気製品について商務部、国务院の関連部門又は地方の機械電気製品輸出入管理機関が輸入証明文書(例えば、輸入管理弁法における輸入制限に関する「特定輸入許可証」や、自動輸入許可に関する「自動輸入許可証」)を発行する必要がある場合、届出機関は「輸入機械電気製品の届出予定業務連絡書」を発行し、荷受人又はその代理人は関連部門において輸入証明文書を取得してから、届出機関に届出を行う。中古機械電気製品について、商務部、国务院の関連部門又は地方の機械電気製品輸出入管理機関が輸入証明文書を発行する必要がある場合、届出機関が直接届出許可を行う(検査規定第13条第1項)。届出申請が、審査の結果要求に合致しなかった場合、届出は許可されない(検査規定第13条第2項)。

(4) 積込前の予備検査

ア 定義

「積込前の予備検査」とは、輸入中古機械電気製品の積出港における積込前に、検査検疫機関又は国家質検総局により認可された積込前の予備検査機関が、中国の国家技術規範の強制的要求に基づいて、中古機械製品の安全、衛生、環境保護の項目に対して行う初歩的評価をいう（検査規定第4条第2項）。

イ 積込前の予備検査の手続

（ア）積込前の予備検査の要否

積込前の予備検査を実施する必要がある場合、届出機関は「輸入中古機械電気製品積込前予備検査届出書」（以下、「届出書」という。）を発行する（検査規定第14条第2項）。積込前の予備検査を実施する必要がない場合、届出機関は、「輸入中古機械電気製品積込前予備検査免除証明書」を発行する（同条第3項）。

（イ）初歩的評価

積込前予備検査員は、現地検査後、輸入中古機械電気製品の安全、衛生、環境保護等の点において生じる可能性がある危害及び危害の程度について初歩的な評価意見書を提出し、かつ輸入中古機械電気製品の荷受人に通知しなければならない（検査規定第19条）。

積込前の予備検査終了後7業務日以内に、積込前予備検査実施機関は「積込前予備検査報告書」を作成し、輸入中古機械電気製品の安全、衛生、環境保護等の項目についての初歩的な評価意見を明確にしなければならない（検査規定第21条）。

積込前予備検査実施機関は、「積込前予備検査報告書」（正副各1通）、「届出書」（写し）及び関連検査の原始記録について輸入中古機械電気製品の荷受人の所在地の直属検査検疫局に速やかに報告し、許可を仰がなければならない（検査規定第22条第1項）。

（ウ）検査証書の発行

審査の結果、積込前の予備検査の規定する手続に合致する場合、直属検査検疫局は、輸入中古機械電気製品の荷受人に対し「輸入中古機械電気製品積込前予備検査証書」（以下、「積込前予備検査証書」という。）を発行する（検査規定第22条第2項）。

(5) 着荷後の検査

ア 定義

「着荷後の検査」とは、輸入中古機械電気製品の入国後、検査検疫機関が国の技術規範の強制的要求に基づいて行う合格評定活動をいう（検査規定第4条第3項）。

イ 着荷後の検査の手続

(ア) 輸入検査申告手続

輸入中古機械電気製品が港湾に到着した後、荷受人又はその代理人は、「予備検査免除証明書」（正本）又は届出書（正本）、「積込前予備検査報告書」（正本）及び「積込前予備検査証書」（正本）並びにその他の必要な証書を持参し、輸入検査申告手続を行わなければならない（検査規定第25条）。

(イ) 通関手続

港湾検査検疫機関は検査申告の受理後、証書を点検し、必要な場合には規定に従って現地調査を実施する。要求に合致する場合、港湾検査検疫機関は「入国貨物通関書」を発行し、かつ当該「入国貨物通関書」に中古機械電気製品と注記する（検査規定第26条）。

(ウ) 使用地検査検疫機関による検査（検査規定第30条）

輸入中古機械電気製品の荷受人又はその代理人は、貨物が使用地に到着してから6業務日以内に、検査申告に関する資料を持参し、貨物使用地の検査検疫機関に対し検査を申告しなければならない。貨物使用地の検査検疫機関は速やかに検査を手配しなければならない。

(エ) 着荷後の検査の内容（検査規定第31条）

着荷後の検査においては、開梱検査や機械電気製品の安全性、衛生、環境保護の強制的基準に基づく検査等の検査が行われる。開梱検査においては具体的には以下の事項が検査される。

輸入中古機電製品が国の審査許可プロジェクトに合致しているか否か。

現行の入国検査規定に従って、関連製品が強制的製品認証制

度、輸入品質許可管理及びその他の規定の要求に合致しているか否か。

輸入中古機械電気製品の外観及び梱包状況に外観上の欠陥、毀損等が存在しているか否か。

貨物の品名、規格、型番、数量、製造地、製造日、新旧状況、価格等の貨物の実際の状況が、契約書又は協議書と合致しているか否か。

(オ) 検査後の手続

検査に合格した場合、「入国貨物検査検疫証明書」が発行され、販売、取付、使用を行うことができる（検査規定第32条）。

他方、不合格と判断された輸入中古機械電気製品については、検査検疫機構は、入国貨物検査検疫証書^(注)を発行し、かつ荷受人に対し、返品、廃棄又は関連規定に従った処理を行うことを命じる(検査規定第33条)。

注

検査規定第33条の中国語原文では「証書」とされており、検査規定第32条の証明書と明らかに区別されている。